

訴えの提起について

本市は、認定外道路に放置されている車両の撤去を目的として、土地所有権確認及び土地境界確定並びに土地所有権に基づく妨害排除等を求めるため、次のとおり訴えを提起する。

1 被告となるべき者の住所及び氏名

東京都昭島市中神町一丁目 22 番 36 号

梅 澤 春 江（認定外道路隣地の所有者）

梅 澤 昌 汎（車両の所有者）

2 訴え提起の趣旨

本市が所有し、管理する認定外道路（秦野市戸川 1229 番 1 先）に昨年 5 月から放置されている車両を撤去するため、この認定外道路の土地所有権確認及び隣接する土地との境界確定を求めるとともに、土地所有権に基づく妨害排除等を求める。

3 上訴等の方針

本市は、必要に応じて、次に掲げる法律上の行為をすることができる。

- (1) 控訴又は上告
- (2) 訴えの取下げ又は和解

平成 29 年 3 月 1 日提出

秦野市長 古 谷 義 幸

提案理由

本市の申立てにより横浜地方裁判所小田原支部が行った車両撤去に係る仮処分決定の内容について相手方が容認しないため、妨害排除請求等の訴えを提起するに当たり、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定により議会の議決を求めるものであります。